

17. 補助事業の調査

17－1. 実地調査（立ち入り調査）

センターは、補助金受給後の申請者に対し、センターが補助金の交付業務の適正な運営を図るために必要な範囲において、設置された充電設備の使用・管理状況および、会計帳簿等の収支に関する証拠書類の、保管管理状況の調査等を申請者の設置場所および事務所などへ立ち入り調査を実施します。

申請者はセンターから調査依頼の要請があった場合は遅滞なくこれに協力しなければなりません。

17－2. 充電設備の稼働状況調査（調査票）

センターは、本補助制度の有効利用を評価するための交付規程に基づき、補助金受給後の申請者に対し、充電設備の稼働状況、利用頻度、運用等に関し書面などで調査を実施します。

申請者は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を要請した場合は、これに協力しなければなりません。